

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄



## 専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

北本市長 三 宮 幸 雄



## 北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、附則第20項を附則第21項とし、附則第19項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第20項とし、附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から附則第17項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第13項を附則第14項とし、附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、

同項を附則第13項とし、附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前の見出しとして「(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北本市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。